

総務文教委員会

委員長
委員

坂本靖男 副委員長 高橋裕子
岩切幹嘉・五藤源寿・榊朋之・迫賢二・白水勝己

主に議論となった内容

◎市組織(部制条例)の一部改正

消防・防犯等の安全安心に関する窓口を一本化し、市民に分かりやすい組織とする等の説明を受けた。

Q 職員配置について現体制で問題はないか。

A 7名から8名体制とし、他に専門嘱託職員2名を配置する予定。

Q 消費生活事務も新組織に移り、それによって本庁へ移管する。しかし、相談窓口は消費生活センター(じょなさん)で問題はないか。

A 消費生活事務については、窓口は現状のままで、状況に応じて職員が出向いて対応したい。

◎職員の修学部分休業に関する条例の制定

職員の公務に関する能力の向上に資するため、職員が大学等における修学のための部分休業をすることに関する制度を整備する旨の説明を受けた。

Q 公務に影響がないのか。他の職員への負担は。

A 公務優先であり、制度は休業期間が4年を超えない範囲となっている。他の職員への負担にならないよう、臨時・嘱託職員の配置も考慮し対応したい。

◎平成25年度一般会計補正予算

【歳入】市民税個人(現年分)8964万9千円、市民税法人(現年分)8559万6千円、たばこ税3340万6千円などを増額

【歳出】公共施設等整備基金積立金2億6千万円、障がい者自立支援給付事業費8549万5千円、障害児通所給付事業費1017万8千円などを増額。2億985万2千円増額し、歳入歳出予算の総額を299億4476万3千円に補正。

Q 前年度と比べて市民税等の伸びはどのくらいか。

A 決算見込比で個人市民税0.32%増、法人市民税0.22%増、たばこ税9.78%増になっている。

Q (職員採用試験費関連) もっと職場の良さをPRし発信する努力が必要なのでは。

A ナビサイト等に職員のコメントを掲載し工夫しているが、さらに広報していきたい。

Q (すくすくプラザ管理事務費電気料関連) 暑熱対策を検討すべきではないか。

A 分析し、施設の改善、改修を含め検討したい。

Q (コミュニティ・スクール事業費関連) 運営の見直しが必要ではないか。

A 会議の回数、委員数などを精査し、来年度からは、実態に近い予算計上をしたい。

地域建設委員会

委員長
委員

武末哲治 副委員長 中原智昭
村山正美・柴田英明・與國洋・野口明美

主に議論となった内容

◎道路及び河川占用料条例の一部改正

消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う改正

Q なぜ1カ月未満の占用使用にだけ、消費税増税分の値上げを行うのか。

A 消費税法では、土地・河川の占用による使用は非課税だが、ただし、1カ月未満の使用については、課税対象となるため、値上げを行う。

◎下水道条例の一部改正

消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う改正

Q ごみ袋代は値上げしないのに、下水道使用料について、消費税増税分の値上げをするのはなぜか。

A 公営企業であることから、今回の消費税増税分を下水道使用料に転嫁し、納税する義務があるため。

◎下水道事業会計補正予算

Q 事業費(建設改良費)は増額されているのに、企業債が減額となっているのはなぜか。

A 事業の一部が企業債対象外事業となったため、

企業債の額が減額となったもの。

◎その他(惣利地区のゾーン30供用開始)

平成25年12月20日から供用開始

Q 「ゾーン30」の交通規制を今後、他の地域にも広げていく考えは。

A 市としても広げて行く考えはあり、現在自治会の要望もあるが、地域の理解が必要となるため、調整している。今後は、補助金等も含め検討していきたい。

市民厚生委員会

委員長 前田俊雄 副委員長 米丸貴浩
委員 竹下尚志・松尾徳晴・塚本良治・近藤幸恵

主に議論となった内容

- ◎いきいきプラザ設置条例の一部改正(使用料の引き上げ)
 - Q 使用料改定前に利用者への周知をする必要があるのではないか。
 - A 改正条例成立後には案内を行いたい。
- ◎国民健康保険事業特別会計補正予算
 - Q 保険証ケースの作成費用は次年度以降も毎回計上するのか。
 - A 予算として72万8千円を計上しているが、ジェネリックの啓発をケースに印字することにより国からの補助金が交付されるため、実質的に18万5千円となる。枚数は3万5千枚。ケースは26年度1回限りの配布とする。
 - Q ジェネリック啓発に対する補助金はいつからあり、これまで活用してきたのか。
 - A 補助金制度は以前からあり保険証をカード化した本年度は保険証とともにジェネリック希望カードを同封しており、これに対する補助金の申請を行う予定である。
 - Q ケースの配布を1回限りにする事は周知を徹底しないと捨てる人が出てくるのではないのか。
 - A ケースについては送付時に、注意書きを添えるなどして周知に努めたい。

◎後期高齢者医療事業特別会計補正予算

- Q 現時点で時間外勤務手当を減額することで業務に支障はないのか。
- A 昨年度の実績と本年度上半期の実績を比較して判断しており、減額後においても支障が出ないようにしている。

◎介護保険事業特別会計補正予算

- Q 居宅介護サービスは具体的にどのくらい増加しているのか。その要因は何か。
- A 申請者は、計画において781人としているのに対し本年度8月までの実績が916人となっている。認知度が高まり利用者が増えた。

◎筑紫地区障害程度区分等審査会の共同設置に関する規約の変更

- Q 障害程度がコンピューター判定では区分が低く判定されるのか。
- A 一次判定はコンピューターで行い、二次判定は一次判定をもとに審査員が行う。障害程度は一人一人異なるため一覧表化はできない。知的精神関係の審査会で区分が低く判定されているという調査結果があり、国は、現在106項目の調査項目を80項目に見直す考えのようだ。

市議会の評価

議会運営委員会

市議会では、春日市議会基本条例に基づき、定例会ごとに議案の審査結果、採決の結果、一般質問の実施状況等について、議会活動の評価を行います。

今回は、人事案件2件、条例案件14件、予算案件5件、その他の案件1件、報告案件1件、意見書2件、請願1件を審査いたしました。

1 議案の審査結果

① 委員会での審査においては、委員の質問に的確に回答ができるよう、執行部のさらなる研鑽を求めたい。
② 提案理由と議案が一致していないものがあつた。代表的な提案理由のみを記述している場合は、説明時にきちんと触れる必要がある。
③ 執行部の資料提出については、要望があつてから配付するのではなく、当初から配付し、その資料に基づき説明を行う必要がある。

2 採決の結果

春日市行政財産使用料条例の一部改正等、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う条例改正10件

は、今回の消費税増税に反対との意見もあり、賛成多数で可決。それ以外の、人事案件2件、条例案件4件、予算案件5件、その他の案件1件、報告案件1件は、全員賛成で可決、同意、承認された。

3 一般質問の実施状況

今回の一般質問通告者は14人で、22項目もの多岐にわたり質問が出され、執行部と活発な議論が交わされた。一部質問内容に不明確な点が見受けられ回答が合わず、理解しにくい部分があつた。今後、市民の方にも理解しやすい表現に努力する必要がある。

4 その他

① 新聞への軽減税率適用に関する請願及び新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書は、賛成多数で可決。
② 企業減税等から確実な賃金引き上げを求める意見書は全員賛成で可決。
※ 一般質問の議会傍聴者は2日間で18人でした。詳細は市議会ホームページに掲載していますのでご覧ください。